官

126

○国土交通省告示第四百六十号 自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程(平成十一年運輸省告示第四百四十号)第三条第一項の規定に基づき、自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年四月一日

付した規定(以下 「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、こ

れを加える。 次の表により、 自動車等安全性能評価実施要領(平成二十六年国土交通省告示第五百二十九号)の一部を次のように改正する 第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法 第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法(昭和二十六 により試験を行った上で、 路運送車両の保安基準 年法律第百八十五号)、 十四四 自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示 二十 十五~十九 二十七 (自動車の評価) (用語の定義 が乗車したものをいう。 軽減制動制御装置性 予防安全性能 自転車衝突被害 (略) 「自転車ターゲット」 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を 略 略 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)及び道 (昭和二十六年運輸省令第六十七号) に定めるところによる。 動車の前面を十キロメートル毎 第十一号から前号までの試験 乾燥した路面において、 ゲットの後面に垂直に正面衝突 との制動初速度で、自転車ター 時までの十キロメートル毎時ご ル毎時から六十キロメートル毎 自動車の前面を四十キロメート び乾燥した路面において、試験 ターゲットに衝突させる試験及 制動初速度で、横断中の自転車 での五キロメートル毎時ごとの 時から六十キロメートル毎時ま 同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。 させる試験 とは、 試験自動車を衝突させる自転車模型であって、人体模型 改 正 試験自 後 車両衝突被害軽減制動制御装置 試験自動車の衝突時の速度に応 行者衝突被害軽減制動制御装置 制動制御装置性能試験、夜間歩 性能試験、歩行者衝突被害軽減 じた五段階の指標 第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法 第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法(昭和二十六 三十七 路運送車両の保安基準 年法律第百八十五号)、 により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。 十九 十四四 (新設) 一~三十六 (自動車の評価) (用語の定義) (新設) 十三 予防安全性能 (略) 略 略 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号) (昭和二十六年運輸省令第六十七号) に定めるところによる。 第十一号から前号までの試験 改 正 前 車両衝突被害軽減制動制御装置 制動制御装置性能試験、夜間歩 行者衝突被害軽減制動制御装置 性能試験、 国土交通大臣 歩行者衝突被害軽減 斉藤 鉄夫 及び道

この告示は、公布の日から施行する。 附 則

2 <u>-</u> + 略 略 制動制御装置性能試験、ペダル性能試験、自転車衝突被害軽減 予防安全性能を示す五段階の指ける測定結果に基づき総合的な 踏み間違い時加速抑制装置性能 及び高機能前照灯性能試験にお 後方視界情報提供装置性能試験 験、車線逸脱抑制装置性能試験、 試験、車線逸脱警報装置性能試

2 $\frac{-}{+}$ 略) 略 加速抑制装置性能試験、車線逸性能試験、ペダル踏み間違い時 抑制装置性能試験、後方視界情 脱警報装置性能試験、車線逸脱 能を示す五段階の指標 果に基づき総合的な予防安全性 報提供装置性能試験及び高機能 前照灯性能試験における測定結